

## 相馬地方広域市町村圏組合の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 25 年度の人件費率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	1,748,999	181,648	1,326,457	75.8	71.4

#### (2) 職員給与の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	167	585,206	162,843	217,684	965,733	5,783

- (注) 1. 職員手当には、退職手当を含んでおりません。  
2. 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与(国ベース)
相馬地方広域市町村圏組合	38.03 歳	296,423 円	366,359 円	318,876 円
福島県	42.8 歳	335,000 円	420,845 円	— 円
国	43.5 歳	344,410 円	416,455 円	— 円

※平均給与月額（国ベース）とは国家公務員と同じベース（給料に扶養手当・住居手当・管理職手当を加算）で再計算したものです。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		相馬地方広域市町村圏組合	県
一般行政職 消防職	大学卒	179,300 円	186,000 円
	高校卒	146,300 円	150,800 円

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

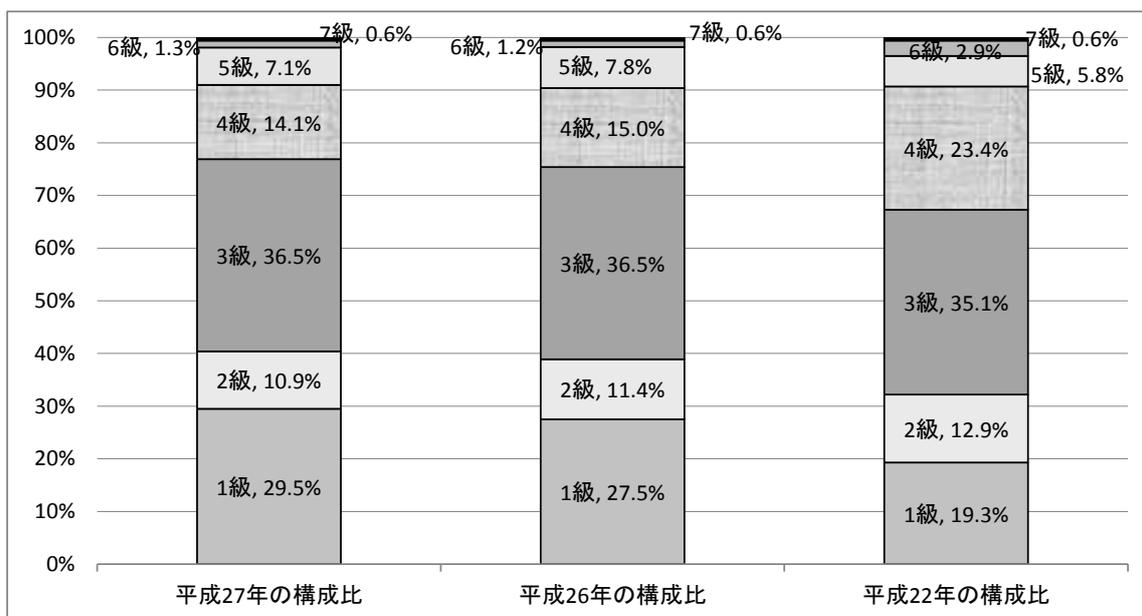
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大 学 卒	256,600 円	310,100 円	在籍者なし
高 校 卒	232,100 円	286,600 円	321,700 円

### 3 一般行政職及び消防職の級別職員数等の状況

#### (1) 級別職員数等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	46人	29.5%
2級	主査	17人	10.9%
3級	係長、副主任主査	57人	36.5%
4級	主幹、課長補佐、事務次長補佐、中隊長、主任主査	22人	14.1%
5級	課長、事務次長、署長、分署長、副署長	11人	7.1%
6級	消防長、事務長、消防本部次長、参事	2人	1.3%
7級	事務局長、消防長、事務長	1人	0.6%
合計		156人	100%

(注) 1 相馬地方広域市町村圏組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

相馬地方広域市町村圏組合	福島県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,303千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,684千円	1人当たり平均支給額（26年度） —
(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.50月分 (1.40)月分 (0.70)月分 ※括弧書きは再任用職員	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.50月分 (1.40)月分 (0.70)月分 ※括弧書きは再任用職員	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分 ※括弧書きは再任用職員
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

## (2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

相馬地方広域市町村圏組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無 )			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~45%加算)		
1人あたりの平均支給額		15,339千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	7,532千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	51,945円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	74.25%
手当の種類	3種類

手当の名称	支給対象者及び対象業務	支給単位
消防職員の特殊勤務手当	消防署及び消防分署に勤務する職員のうち隔日勤務に従事する職員	月額 2,000円
	救急救命士の資格を有する職員で、高度な救急業務に従事する職員	月額 3,000円
東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当	原子力災害対策特措法に基づく警戒区域内で業務に従事する職員	日額 1,000円 ~2,000円
看護学校教員の特殊勤務手当	看護学校に勤務する教員のうち主任教員以上の職員及び相当する経験を有する職員	月額 12,000円
	看護学校に勤務する教員のうち副主任教員及び教員の職員	月額 8,000円

## (4) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	21,398千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	161千円
支給実績（平成25年度決算）	21,710千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	127千円

## (5) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度実績)	支給職員一人当たりの平均支給年額 (26年度実績)
扶養手当	配偶者 13,000円 子等 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間加算 5,000円	同		千円 27,108	円 237,785
住居手当	家賃額20,500円以下の場合 家賃月額-9,500円 家賃額20,500円を超える場合 (家賃月額-20,500)÷2+11,000円 (※27,000円限度)	異	支払家賃9,500円以上を対象 国は12,000円以上を対象	千円 6,812	円 400,694
通勤手当	(交通機関利用者) 月額が55,000円以下まで全額支給 (交通用具使用者) 2km2,700円~80km52,500円	異	交通用具使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している。	千円 19,038	円 124,434
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 38,000円~66,000円支給	異	職制上の段階、職務の級等に応じて支給	千円 9,324	円 518,006
休日給手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額を支給	同		千円 38,506	円 356,541
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額を支給	同		千円 10,754	円 82,095
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 4,000円~8,000円支給額	同		千円 188	円 23,500
宿日直手当	宿直をした職員に対して1勤務あたり4,800円支給	異	支給額 4,200円~20,000円	千円 43	円 4,800
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、寒冷の地域(飯館村)に在勤する職員に対して支給	同		千円 1,181	円 73,828

## 5 特別職の報酬の状況 (平成27年4月1日現在)

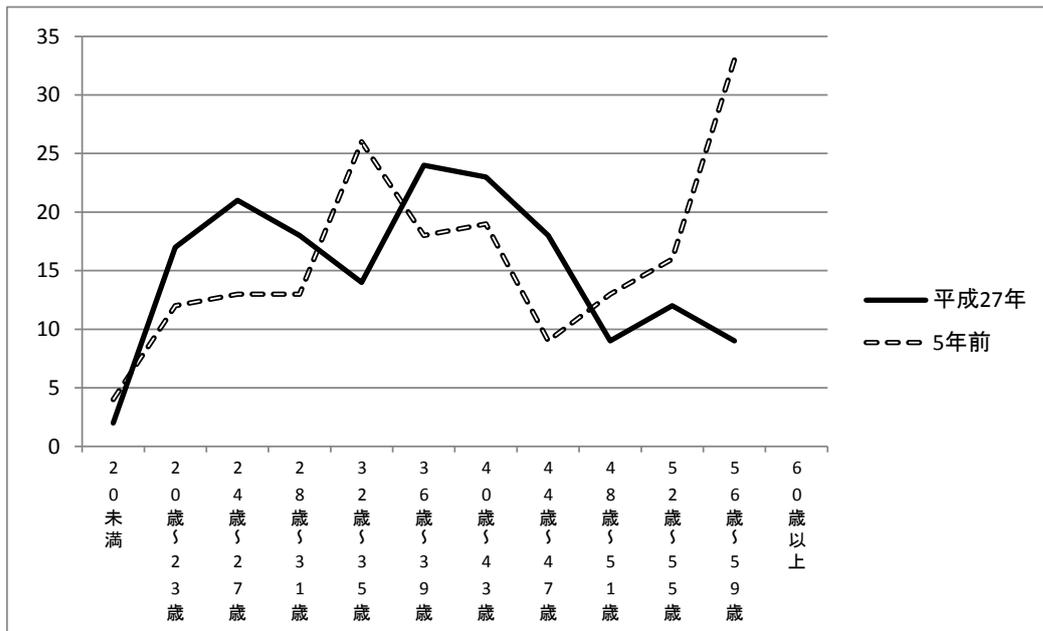
区 分	人 員	報 酬
管 理 者	1 人	なし
副 管 理 者	3 人	なし
議 長	1 人	年 額 70,000円
副 議 長	1 人	年 額 65,000円
議 員	10 人	年 額 60,000円
監査委員(識見)	1 人	年 額 120,000円
監査委員(議会選出)	1 人	年 額 50,000円

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の推移

区分 部門		職員数（人）				対前年度 増減数
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
一般行政部門	総務	10	10	10	9	△ 1
特別行政部門	教育	13	12	12	12	0
	消防	149	149	145	147	2
合計		172	171	167	168	1

### (2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	17	21	18	14	24	23	18	9	12	9	0	167

## 7. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
毎日勤務者	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
隔日勤務者 (消防職員)	38時間45分	8時30分	翌日の 8時30分	1当務24時間のうち15時間30分を勤務時間とし、残り8時間30分を休憩時間としている。（仮眠時間6時間を含む）

## (2) 職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇等の状況（平成26年）

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
	※ 平成26年職員 1 人当たりの平均取得日数	
病気休暇	職員が負傷又は疾病のための休暇	成人病及び精神科疾患の場合
		その他の負傷疾患
療養休暇	結核性疾患により長期の療養を要する場合の休暇	180 日
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産等規則で定める休暇	90 日
介護休暇	配偶者等家族の介護のための休暇（無給）	2 年
育児休業	子の養育を目的としたもの（無給）	休暇毎に定められた日数
		子が3歳に達するまでの期間

## 8. 職員の分限及び懲戒の状況

## (1) 分限処分の状況（平成26年度）

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職務に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

## (2) 懲戒処分の状況（平成26年度）

(単位:人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

## 9. 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法第30条に根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務や制限が課せられています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業等の従事制限

## 10. 職員の研修の状況

### ①一般研修

区 分	受講者数
・ふくしま自治研修センター	11 人

### ②その他

区 分	受講者数
・メンタルヘルス研修	全職員

### ③専門研修（看護専門学校教員）

区 分	受講者数
・各種学会	7 人

### ④専門研修（消防職員）

区 分	受講者数
・消防大学校	1 人
・福島県消防学校	35 人
・救急救命士養成研修（東京研修所）	2 人
・救急救命士・救急隊員病院研修	12 人
・安全運転技術研修	全職員

## 11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康管理の実施状況（平成26年度）

項 目	対 象 者	受診者数
生活習慣病予防検診	日帰り人間ドック受診者以外の職員	77 人
日帰り人間ドック*	生活習慣病予防検診受診者以外の職員	90 人
婦人科検診(子宮がん検診)	女性職員	9 人
B型肝炎予防接種	消防職員	10 人

\*日帰り人間ドックについては、地方公務員法第42条の規定に基づき、福利厚生事業として、本組合の助成金により職員共助会が実施しております。

### (2) 福島県人事委員会の報告事項（平成26年度）

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件
人事行政相談	0 件